

第3章

緑の推進施策の方針

(1) 計画の基本方針

第1章で掲げた緑の将来像を実現していくために、取り組みの柱となる5つの基本方針を設定し、基本方針に基づき前計画の12の推進施策を継承して位置づけます。

基本方針1 協働の仕組みをつくる

市民や団体、学校、事業者などの主体が連携・協働しながら取り組んでいくために、意識の啓発や参加の仕組みづくりを進めます。

1. 緑を守り育てる意識づくり
2. 市民などの参加・参画を支える仕組みづくり
3. 緑の維持管理の充実と循環の仕組みづくり

基本方針2 田園の緑を守り育てる

つくば市の緑の基盤となっている平地林、斜面林、屋敷林、農地などの田園の緑を守り、育て、活用していきます。

4. つくばらしい田園の緑の保全と育成
5. 田園と都市を結ぶ市民の里づくり

基本方針3 環境を支える緑の骨格を強化する

つくば市の緑の骨格となっている筑波山や牛久沼周辺、小貝川、桜川、その他の河川、幹線道路などの緑の育成を図ります。

6. 筑波山・牛久沼の緑の保全と活用
7. 水と緑の回廊づくり

基本方針4 緑に親しむ拠点や道をつくる

緑とともにある暮らしを快適なものとする公園・オープンスペースの整備と活用を進めるとともに、学校、ペDESTリアンデッキなどの緑の整備と育成を図ります。

8. つくばライフを楽しむ緑の拠点づくり
9. 地域と一体となった緑の学校づくり
10. 緑の遊歩道のネットワークづくり

基本方針5 豊かな緑のまちなみをつくる

研究所、大学、住宅地、公共公益施設、工業団地やまちの中心部などにおいて、質の高い緑を積極的に確保するよう制度の活用などを図ります。

11. 研究所・大学などの緑の保全と活用
12. 地域の環境と調和する緑のまちなみづくり

(2) 目標水準

計画を推進する際のこれまでの指標を見直し、以下のような目標水準を設定します。

緑の総量に関する指標

●樹林地、農地、公園緑地などをあわせ、市域の60%以上の緑を維持します。

つくば市の環境を支える現状の緑を維持していくことを目指します。
※土地利用上の緑地の現況量は、市域の約63%です(H24年度都市計画基礎調査)。

公園に関する指標

●都市公園を市民1人当たり10㎡以上確保します。

都市公園をバランス良く配置し、増やしていくことを目指します。
※現況は9.39㎡/人です(H27.3現在)。

●魅力ある公園づくりや公園のリニューアルを5箇所以上で進めます。

老朽化した公園など、公園の魅力づくりやリニューアルを5箇所以上で進めることを目指します。

緑の市民参加に関する指標

●アダプト・プログラムなどによる活動団体を100団体以上に増やします。

より多くの市民や団体、事業者が公園、道路、河川、農地などの維持管理にかかわることを目指します。
※現在は82団体です(H27.10現在)。

●市民などが主体で管理・運営する緑地を3箇所以上確保します。

市民や団体、事業者が管理・運営する公園を増やしていくことを目指します。
※現在はありません。

緑の満足度に関する指標

●緑や水辺の保全や自然環境に対する満足度を75%以上に増やします。

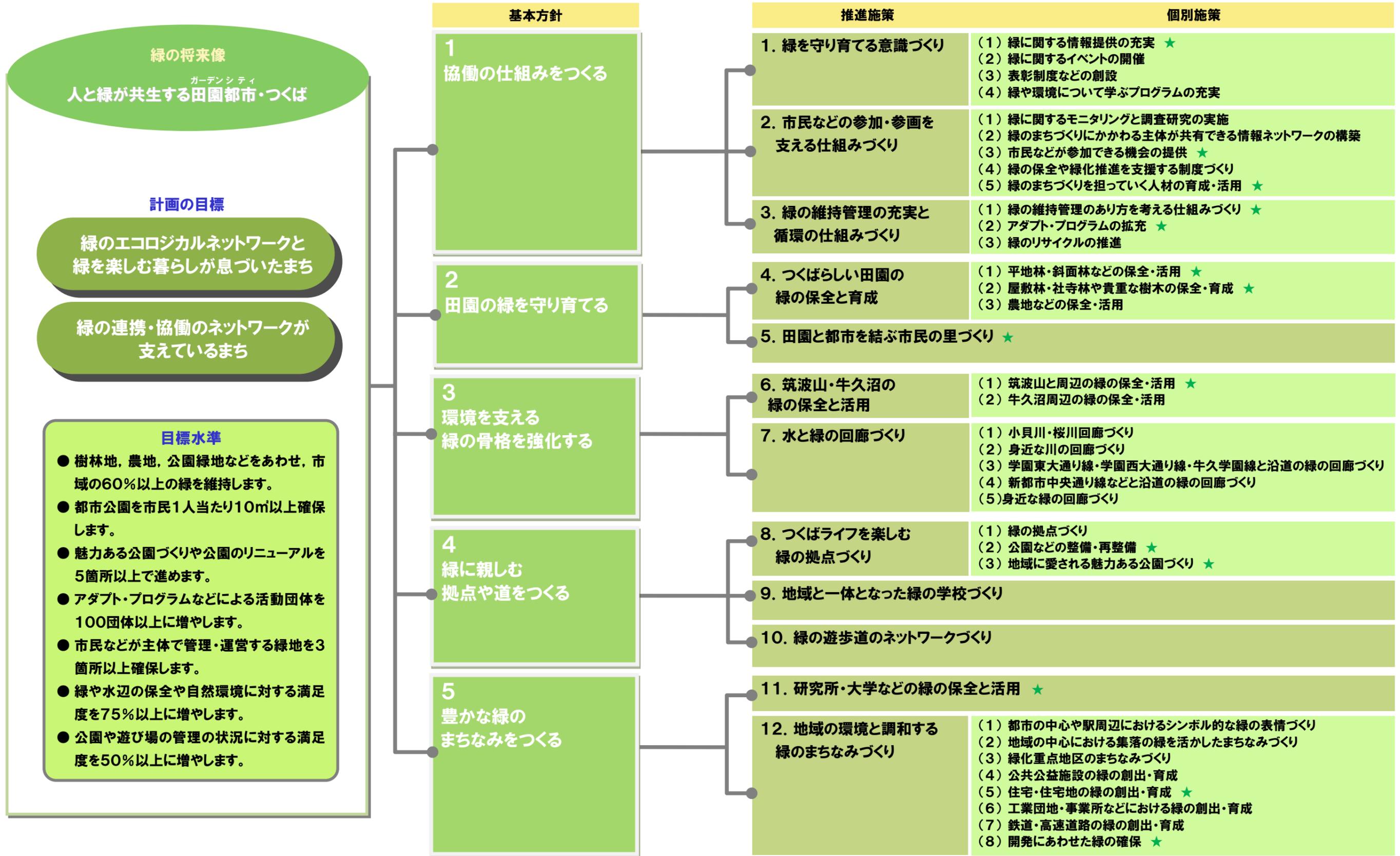
多くの市民がつくば市の緑や水辺に愛着を持ち満足している状態を目指します。
※緑や水辺の保全や自然環境に対する現状の満足度は、約66%です(H27市民アンケート)。

●公園や遊び場の管理の状況に対する満足度を50%以上に増やします。

公園の適切な維持管理や再整備、管理運営などを通して、満足度の向上を目指します。
※管理に対する現状の満足度は、約29%です(H27市民アンケート)。

(3) 施策の体系

★・・・改訂に当たって施策の拡充・見直しを行ったもの



基本方針1 協働の仕組みをつくる

1. 緑を守り育てる意識づくり

緑を守り育てていくためには、緑に対する意識を高めることが最も基本となります。このため、さまざまな機会や媒体をとおして緑に関する情報の提供を充実させていくよう努めます。

また、このような意識は、子どもの時から育てていくことも重要となることから、市内の多様な緑を活用し、学校教育と連携したプログラムづくりとその充実を図ります。

(1) 緑に関する情報提供の充実 ★

市民の緑や環境に対する理解を高め、郷土意識の醸成を図っていくために、イベントなどのさまざまな機会やホームページなどの媒体をとおして、緑の基本計画をはじめとして、つくばの特徴ある緑の資源のPRや、緑のまちづくりにかかわる情報の提供の充実に努めます。

具体的な取り組み

○生け垣設置奨励補助金制度などの普及

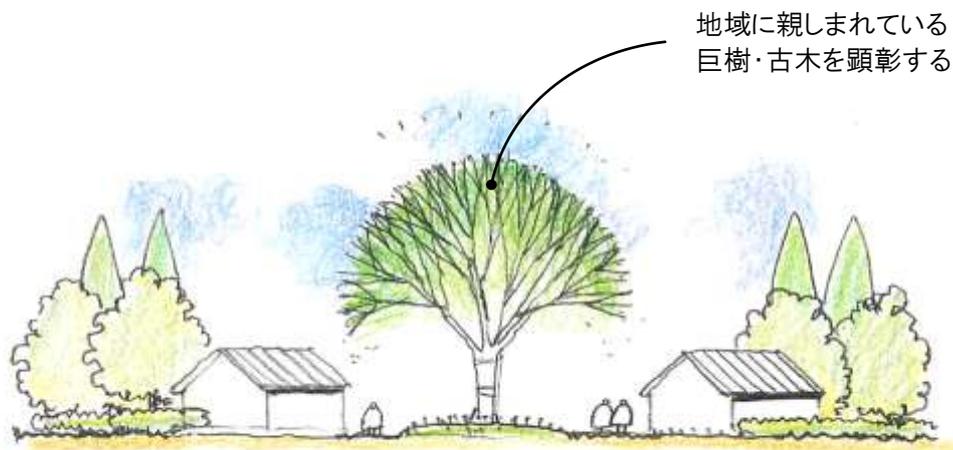
市民や事業者による生け垣緑化を進めていくために、制度の普及を図るとともに、その他の国の制度などについても周知を図ります。

○市民参加にかかわる取り組みに関する情報の提供

市民が緑の保全・創出や維持管理などにかかわる取り組みに参加するきっかけとなるよう、積極的に情報を提供していくよう努めます。

○地域の緑の資源の選定と顕彰

地域のシンボルとして親しまれている巨樹・古木等の緑の資源について、積極的な広報や顕彰に努めます。



(2) 緑に関するイベントの開催

緑にふれあうことができる具体的な機会を持つことは、緑の保全・創出や維持管理の重要性とともに、その取り組みが行政だけでは不可能であることを認識してもらう上で有益です。このような緑をテーマとしたイベントなどを、市民団体や NPO 法人などとの連携を図りながら開催していくよう努めます。

また、市民や団体などの企画によるイベントに対しては、支援に努めます。

(3) 表彰制度などの創設

緑の保全・創出や維持管理にかかわる取り組みを促進し、活性化するために、市民や団体、事業者などの優れた事例や活動を表彰していくよう努めます。

また、事業所などにおける優れた取り組みについても、積極的に紹介するよう努めます。

具体的な取り組み

○緑のまちづくりに貢献した活動に対する顕彰

市民や団体、事業者が主体となった緑のまちづくり活動や緑地保全に協力した土地所有者などに対する顕彰を検討します。

○緑に関するコンテストやコンクールなどの実施

緑について意識の向上を図っていくために、コンテストやコンクールなどの実施や参加を進めます。

○地域の緑の資源の選定と顕彰(再掲)

地域のシンボルとして親しまれている巨樹・古木等の緑の資源について、積極的な広報や顕彰に努めます。



平成27年度「いばらきコンテスト」において最優秀賞を獲得した竹園西小学校の緑のカーテン

(4) 緑や環境について学ぶプログラムの充実

学校教育や研究機関などとの連携によって、緑や環境について学ぶ公開講座と緑の資源をフィールドとした学習プログラムの充実を図ります。



筑波山の自然環境を活用した環境教育

2. 市民などの参加・参画を支える仕組みづくり

緑のまちづくりは、市民のみなさんを抜きに進めるということは考えられません。特に、今後は緑を守り育てるという面だけでなく、維持管理または運営していくという面も求められています。

このようなことから、計画の推進に当たっては、市民の誰もがかかわることができるような仕組みづくりを進めていきます。また、本市には、緑や環境を守る活動を進めている市民団体やNPO 法人、緑を専門としている研究機関の専門家も多いことから、積極的に連携を図るよう努めます。

(1) 緑に関するモニタリングと調査研究の実施

市民のみなさんが実際に目にしたり、体験したりして得られる、つくば市の緑や環境に対する実感を活かし、環境をとらえる指標としていくために、緑に関するモニタリングを検討します。これには、市民が参加できるものと、専門的な知見によるものを検討します。また、市民や研究機関などとの連携によって、緑に関する調査の実施に努めます。

具体的な取り組み

○緑の市民モニター制度の創設

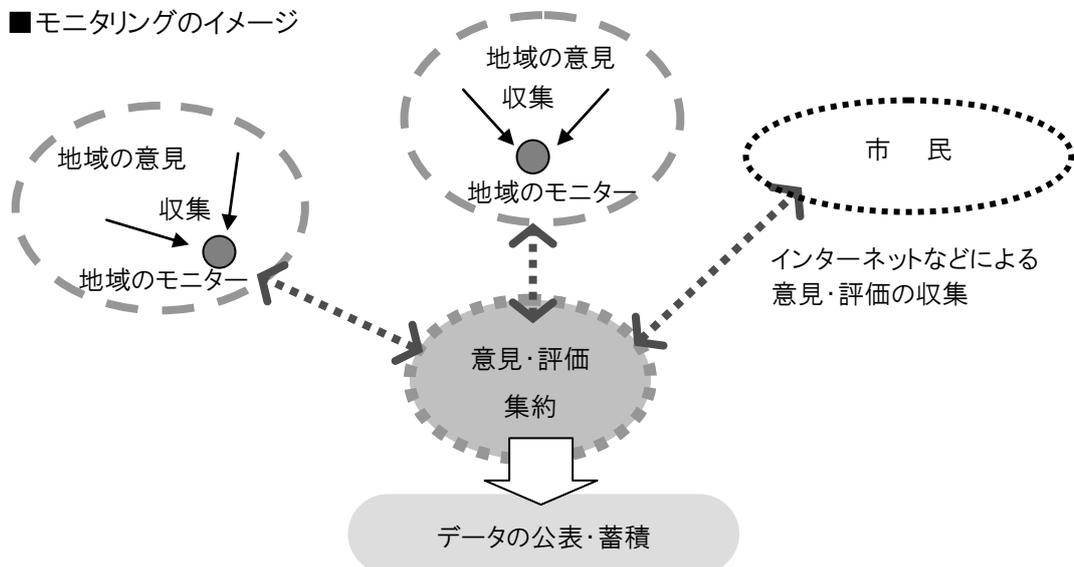
地域の緑に関する基礎的な情報を収集していくため、市民の参加によって実施する緑のモニター制度の創設を検討します。

○緑の調査研究の実施

つくば市の緑の現況について、定期的に調査や研究を進め、今後の施策に役立てていくよう、研究機関などとの連携によって専門的な情報の収集システムの構築を図るよう努めます。

また、調査結果などは公開するとともに、意見聴取などを実施していくものとします。

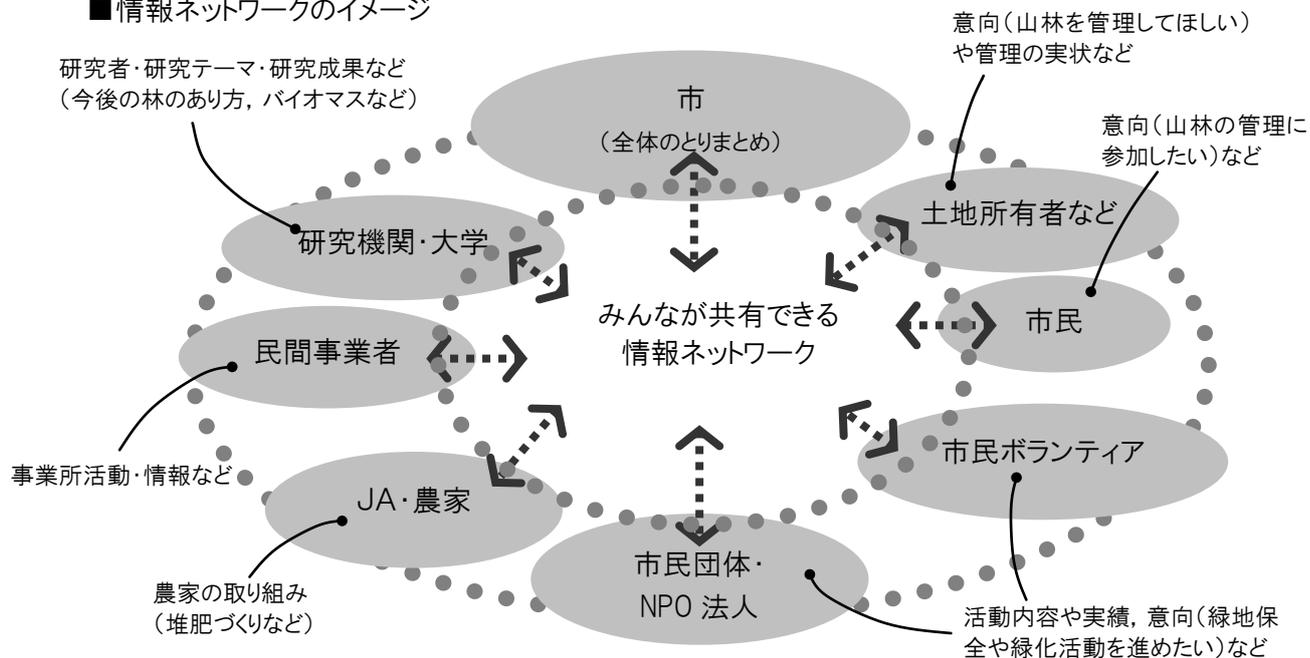
■モニタリングのイメージ



(2) 緑のまちづくりにかかわる主体が共有できる情報ネットワークの構築

緑のまちづくりにかかわる各主体の情報や取り組みをホームページなどで提供し、共有することができる双方向の情報ネットワークシステムの構築に努めます。

■情報ネットワークのイメージ



(3) 市民などが参加できる機会の提供 ★

市民などが、具体的に公園づくりや緑の保全・創出にかかわることができる機会の提供や場づくりに努めます。

具体的な取り組み

○市民参加の公園づくり

公園の整備・再整備に際して、意見交換会やワークショップの実施などにより、整備や利用ルールについて、市民の意向を踏まえた公園づくりに努めます。

○市民の里づくりの仕組みづくり

土地所有者の情報と里山づくりを希望する市民や団体の情報の把握に努め、それらを結びつけ、支援や情報提供などを行う仕組みづくりを検討します。

○市民との協働によるウェルカムフラワーCityつくばの推進

市内各所で、市民との協働によって、花を活かした彩りのある表情づくりを進めます。

○コミュニティガーデンづくりの検討

公有地や民間の未利用地を活用し、市民などが主体となり、「地域の庭」となる暫定的なオープンスペースを確保する仕組みづくりを検討します。

(4) 緑の保全や緑化推進を支援する制度づくり

緑の保全や緑化を市民が推進していくためには、さまざまな面から支えていくことが求められます。このため、緑に関する技術的な支援などを行うための仕組みづくりや制度づくりを進めます。

具体的な取り組み

○生け垣設置奨励補助金制度の拡充

地域における生け垣の設置をより促進するよう、制度の拡充を検討します。

○緑に関する技術的支援

緑に関する技術的な支援として、緑化相談の実施、アドバイザー制度創設の検討(業界団体、研究機関研究員、樹木医などの専門家の紹介・派遣など)を検討します。

○緑の保全や緑化の推進を総合的・計画的に支える新たな仕組みの創設

緑のまちづくりを総合的に推進する条例などの制定や、緑の基金、新たな助成制度などの創設を検討します。

(5) 緑のまちづくりを担っていく人材の育成・活用 ★

意識啓発をさらに進め、より専門的な部分において、つくば市民だけでなく、市外の人を含めて、本市の緑の保全を担っていく人材の育成を図ります。

また、市民団体や NPO 法人に対しては、緑のまちづくりをともに担っていく主体として連携・協働体制をつくるよう努めます。

具体的な取り組み

○緑に理解のある市民の育成・活用

緑に関する連続したプログラムによる講習会などを実施し、人材の育成を図るとともに、そのような人材が活躍できるよう登録制度などの創設を検討します。

○市民ボランティア活動の支援

緑の保全・創出や維持管理にかかわる市民ボランティアに対し支援の充実に努めていきます。

また、市民ボランティアの活動を効果的に展開していくために、団体間の交流や連携の強化に努めます。

○市民団体・NPO 法人との連携

独自に活動している市民団体や NPO 法人との連携を図り、緑の保全や緑化推進などにかかわる事業の委託などについて検討します。

3. 緑の維持管理の充実と循環の仕組みづくり

本市の緑の多くは、適切に手を入れながら守り育てていく必要があります。このためには、維持管理ということが重要となります。

維持管理のあり方は、場所や施設ごとに異なることから、その場にふさわしい維持管理とともに、望ましい姿を目指した仕組みづくりを、市民の意見を取り入れ、また実際に手を借りながら進めていきます。

さらに、維持管理によって発生した草や落ち葉などについては、環境に負荷をかけない循環型の地域社会づくりを目指し、有効利用を推進していくものとします。

(1) 緑の維持管理のあり方を考える仕組みづくり ★

緑の維持管理の充実や施設の再整備について、地域の特性やニーズなどに配慮したあり方を検討する仕組みづくりを検討します。

具体的な取り組み

○適切な維持管理を進める仕組みづくり

施設の適切な維持管理を進めるために、維持管理指針の策定、適切な維持管理を進める体制づくり、専門家などの意見を取り入れた維持管理の仕組みづくりなどを検討します。

○地域の声やニーズに対応した緑づくり

市民アンケートから、適切な維持管理が行われていない、うっそうとした緑の環境は防犯面から不安があると指摘されていることから、市民などとの協働によって、地域のニーズに対応した良好な緑づくりに努めます。

○公園施設の安全点検や長寿命化

遊具などの公園施設について、安全点検の実施や施設の長寿命化を図ります。

(2) アダプト・プログラムの拡充 ★

アンケートの結果などから、公園や道路などの緑とかかわっていききたいとする市民のニーズは少なくないことがわかります。

このため、現在、主に公園の清掃を行っているアダプト・ア・パーク事業について、制度の周知を強化するとともに、今後は維持管理・運営へと、その内容を広げていくよう努めます。

さらに、道路の清掃や花植えなどを行うアダプト・ア・ロード事業や、河川周辺の清掃や花植えなどを行うアダプト・ア・リバー事業のほか、農地・水路・農道などの地域資源の保全活動も推進します。

具体的な取り組み

○アダプト・プログラムの広報

アダプト・プログラムについて、参加団体を増やしていくために、積極的な制度の広報を行います。

○アダプト・プログラムの支援の拡充

アダプト・プログラムに参加している市民ボランティアの活動の支援に努めるとともに、活動を効果的に展開していくために、団体間の交流や連携のあり方について検討します。

また、公園の清掃を行うアダプト・ア・パーク事業については、清掃に留まらず、公園における花壇づくりなど、自主的な活動への拡大できるよう検討します。



アダプト・ア・パーク事業による公園の清掃活動



地域ぐるみの水路の清掃活動

【アダプト・プログラム】…公共の場所を養子に見立て、市民が里親となって清掃などを行う制度。アダプトは養子にするという意味。

(3) 緑のリサイクルの推進

資源の循環という課題は、緑の側面からも求められています。また、堆肥づくりを行う意向のある市民も比較的多いことから、資源の循環という認識も高いと思われます。

このため、公園や街路樹の維持管理で生じる草や落ち葉などについて、有効利用を進めていきます。特に、比較的規模の大きい公園については剪定枝のチップ化などに取り組んでいきます。

また、木質バイオマスの利用については、研究機関などとの連携を図りながら、検討していくものとします。

具体的な取り組み

○落ち葉・剪定枝などの活用

公園などの維持管理の際に発生した草や落ち葉を利用して、堆肥をつくります。

また、つくられた堆肥を配布するなど、有効に利用する仕組みづくりや伐採した樹木や枯損木の有効利用(チップ、木質ペレットなど)について検討します。

○既存樹木などの移植・活用

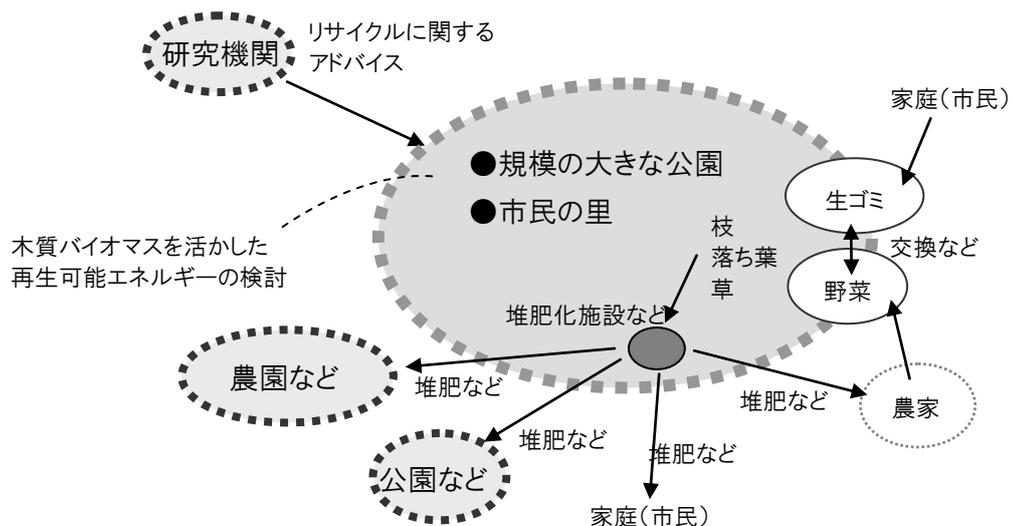
施設整備や開発事業において、既存の樹木や表土をできる限り保存・活用を図るよう誘導するとともに、可能な場合は、樹木の移植に努めます。

また、不要樹木の再利用する仕組みづくりを検討します。

○木質バイオマスを活かした再生可能エネルギーの検討

木質バイオマスを利用した再生可能エネルギーについて、研究機関などとの連携を図りながら、検討していきます。

■緑のリサイクルのイメージ



【チップ】…植栽管理時に伐採・剪定される樹木や枝を、公園の園路の敷ならしなどに用いるために粉砕機で砕かれたもの。

【木質ペレット】…木材や樹皮などを粉砕し、直径数ミリ程度の円筒状に成形固化したもの。チップよりも高密度で、重量当たりの発熱量が高い。

【バイオマス】…バイオ(生物、生物資源)とマス(量)からなることばで、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源以外のもの。

基本方針2 田園の緑を守り育てる

4. つくばらしい田園の緑の保全と育成

本市では、平地林をはじめとした樹林地や水田・畑・果樹園などの田園の緑が織りなして固有の景観を形成しているだけでなく、身近な自然として多様な生態系の維持にも役立っています。

これらの緑については、環境を支える基盤として適切な保全に努めるとともに、市民の利用が可能なオープンスペースなどとしての活用を図り、強化していきます。

(1) 平地林・斜面林などの保全・活用 ★

台地上に点在している平地林や、台地の端部に連なり緑のふちどりを形成している斜面林などの樹林地は、生き物の生息地・生育地となるだけでなく、二酸化炭素(CO₂)の吸収源、つくばらしい景観の形成など多くの役割を担っています。

これらの樹林地について、適切に保全・育成に努めるとともに、可能なものについては、市民が利用できるオープンスペースとして積極的な活用を図ります。



高崎自然の森



葛城ふれあいの森

具体的な取り組み

○平地林の保全・整備

「つくば市森林整備計画」などを推進するとともに、平地林などの整備(下刈り・除間伐など)と整備後の管理協定の締結を行います。

○自然に親しむ森としての活用

豊里ゆかりの森では、自然に親しめる空間として適切な管理運営を進めるほか、高崎自然の森・おぐるくの森・荃崎こもれび六斗の森一帯では、樹林地の保全と、ウォーキングロードや自然観察などの場としての活用を図ります。

○市民・団体や民間事業者との協働によるモデル事業の推進

葛城ふれあいの森において、民間事業者や団体などとの協働により、緑地を活用したモデル的な事業の推進を検討していきます。

○特別緑地保全地区制度などの樹林地を保全する制度の活用

市街地やその周辺に残された貴重な樹林地や河川の源流などの生き物の生息地となっている樹林地などについて、現状凍結的に保全する制度である「特別緑地保全地区」の指定や、まとまりのある樹林地について、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度である「緑地保全地域」の指定などを検討します。

また、既に指定されている「緑地環境保全地域」や「保安林」の維持に努めます。

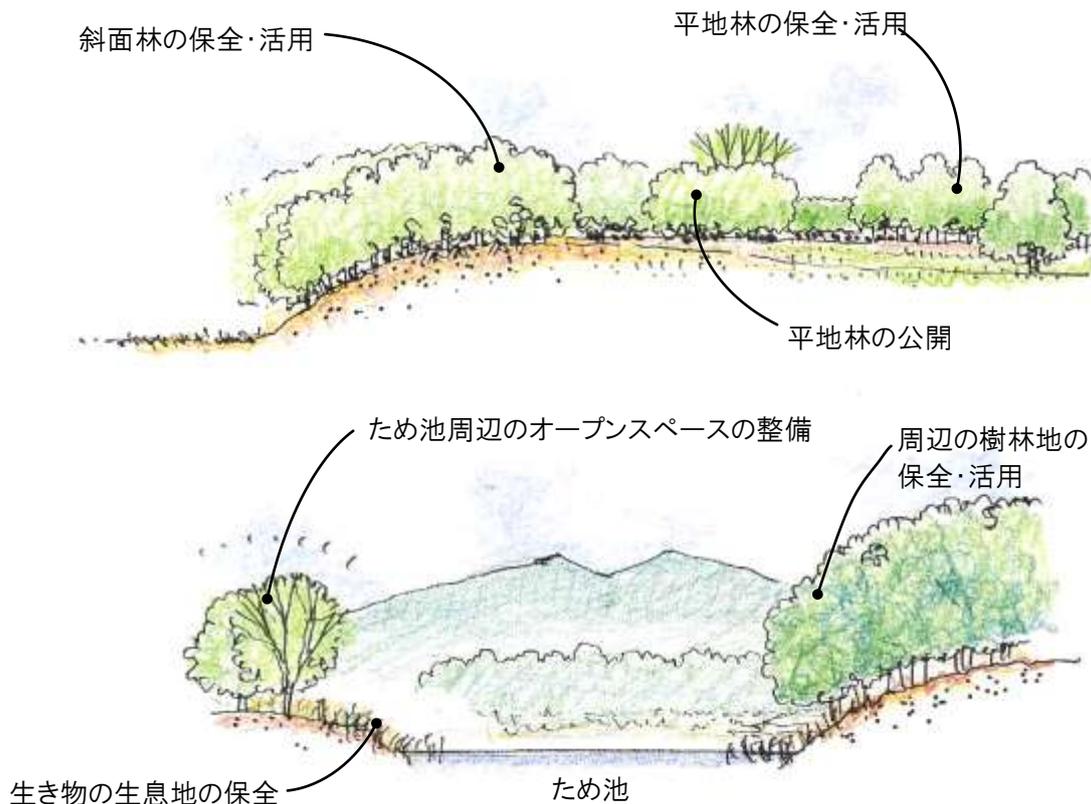
○市民緑地の設置

身近な自然とのふれあいの場として、土地所有者から土地を借り、市民に公開する制度である「市民緑地」の設置を進めます。

○樹林地の公開

土地所有者の協力により、時期や時間を限定して樹林地を公開し、市民に樹林地の大切さや管理の課題についての普及啓発、環境学習の場としての活用を図る取り組みを検討します。

■平地林・斜面林の保全・活用のイメージ



【特別緑地保全地区】…都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画に定める地区。

【緑地保全地域】…都市緑地法に基づき、都市計画区域内の一定の要件に該当する相当規模の緑地を保全するために都道府県等が都市計画に定める地域地区。緑地保全地域においては、行為の届出が義務づけられ、必要に応じて行為の制限等を命じることができる。

【市民緑地】…都市緑地法に基づき、地方公共団体などと緑地の所有者が契約を交わして借り受け、一定の期間に市民に開放する緑地。

(2) 屋敷林・社寺林や貴重な樹木の保全・育成 ★

本市には、集落地に屋敷林や地域の歴史を伝える社寺林、地域のシンボルとなる巨樹・古木などが随所にみられ、良好な景観を形成しています。

これらの緑は、貴重な緑の資源として、適切な維持管理を含め保全を図っていきます。

具体的な取り組み

○特別緑地保全地区制度などの樹林地を保全する制度の活用(再掲)

市街地やその周辺に残された貴重な樹林地や河川の源流などの生き物の生息地となっている樹林地などについて、現状凍結的に保全する制度である「特別緑地保全地区」の指定などを検討します。

○樹林地の公開(再掲)

土地所有者の協力により、時期や時間を限定して樹林地を公開し、市民に樹林地の大切さや管理の課題についての普及啓発、環境学習の場としての活用を図る取り組みを検討します。

○貴重な樹木の保全・保護

地域のシンボルとなる巨樹・古木や景観形成の特徴となる樹木の所在などを調査するとともに、これらのうち、特に貴重なものは文化財や景観重要樹木として指定し、保護・保全するよう努めます。

また、社寺林や貴重な樹木などを保全・活用したオープンスペースの整備を図ります。



市の天然記念物の大けやきを含む香取神社の林を活かし、周囲を公園として一体的に整備したまもりの杜公園



テーダ松の並木(研究学園)

【景観重要樹木】…景観法に基づき、景観計画区域内の景観上重要な樹木について、地域の個性ある景観づくりの核として、維持・保全・継承するために、市長(景観行政団体の長)が指定するもの。

(3) 農地などの保全・活用

低地部に広がる水田，台地上の畑や果樹園などの農地については，農作物の生産の場として，環境に配慮した農業施策の推進を図りながら，農地の保全・確保や活用を図っていきます。

具体的な取り組み

○優良農地の保全

「つくば農業振興地域整備計画」に基づき，計画的に優良農地の保全・確保を図ります。

また，市街化区域内の農地を保全するために，必要に応じて，生産緑地地区の導入を検討します。

○グリーンバンク制度の活用

耕作不能となった農地については，グリーンバンク制度を活用して集約を図るなど，耕作放棄地の抑止と解消を目指します。

○農地などの活用

地域と連携した市民参加による農地の活用を図るために，市民が土に親しめる市民農園や福祉農園の支援，市民ファーマー制度の活用促進を図ります。

また，景観形成作物の栽培や，ため池，湿地などを活用した市民が利用できるオープンスペースの整備に努めます。

○農業・農村の多面的機能の活用

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため，地域の共同活動に係る支援を行い，地域資源の適切な維持・管理を推進します。



広がりのある水田(玉取付近)



畑地(遠東)

【グリーンバンク制度】…耕作放棄地の抑止・解消を目的として，耕作不能な農地を市に登録してもらい，耕作地を増やしたい農家へ照会を行う，つくば市が進める農地仲介制度。

【市民ファーマー】…年間 150 日間以上農業に従事できる人であれば誰でも利用することができるつくば市独自の制度。市に登録されている 1,000 ㎡未満の農地を最大 3 年間契約して農業を行うことができる。

【農業・農村の多面的機能】…国土の保全，水源の涵養，自然環境の保全，良好な景観の形成，文化の伝承等，農村で農業生産活動が行われることにより生じる，食料そのたの農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。

5. 田園と都市を結ぶ市民の里づくり ★

平地林などの樹林地は農業と密接にかかわっていた緑でしたが、農業と切り離され、また土地所有者の高齢化などによって、手入れされないものも多くなっています。手入れされず放置された樹林地は、生き物の生息地としての環境の悪化を招き、ゴミなどが捨てられやすく、ますます荒れています。

一方、本市では多くの市民団体・NPO 法人が樹林地の管理や樹林地を活用した活動を展開しているだけでなく、アンケートの結果などからも、緑に親しみたい、管理したいという市民の希望もみられます。

このようなことから、都市部と田園が出会い、共生していく里山づくりの場を「市民の里」として、土地所有者と市民・団体などと市の協働による、里山の保全と活用を図っていくものとします。

具体的な取り組み

○市民参加の体験プログラムの推進

高崎自然の森や筑波山市有林などにおいて、引き続き里山体験プログラムを推進します。



里山体験プログラム

○市民の里づくりの仕組みづくり(再掲)

土地所有者の情報と里山づくりを希望する市民や団体の情報の把握に努め、それらを結びつけ、支援や情報提供などを行う仕組みづくりを検討します。

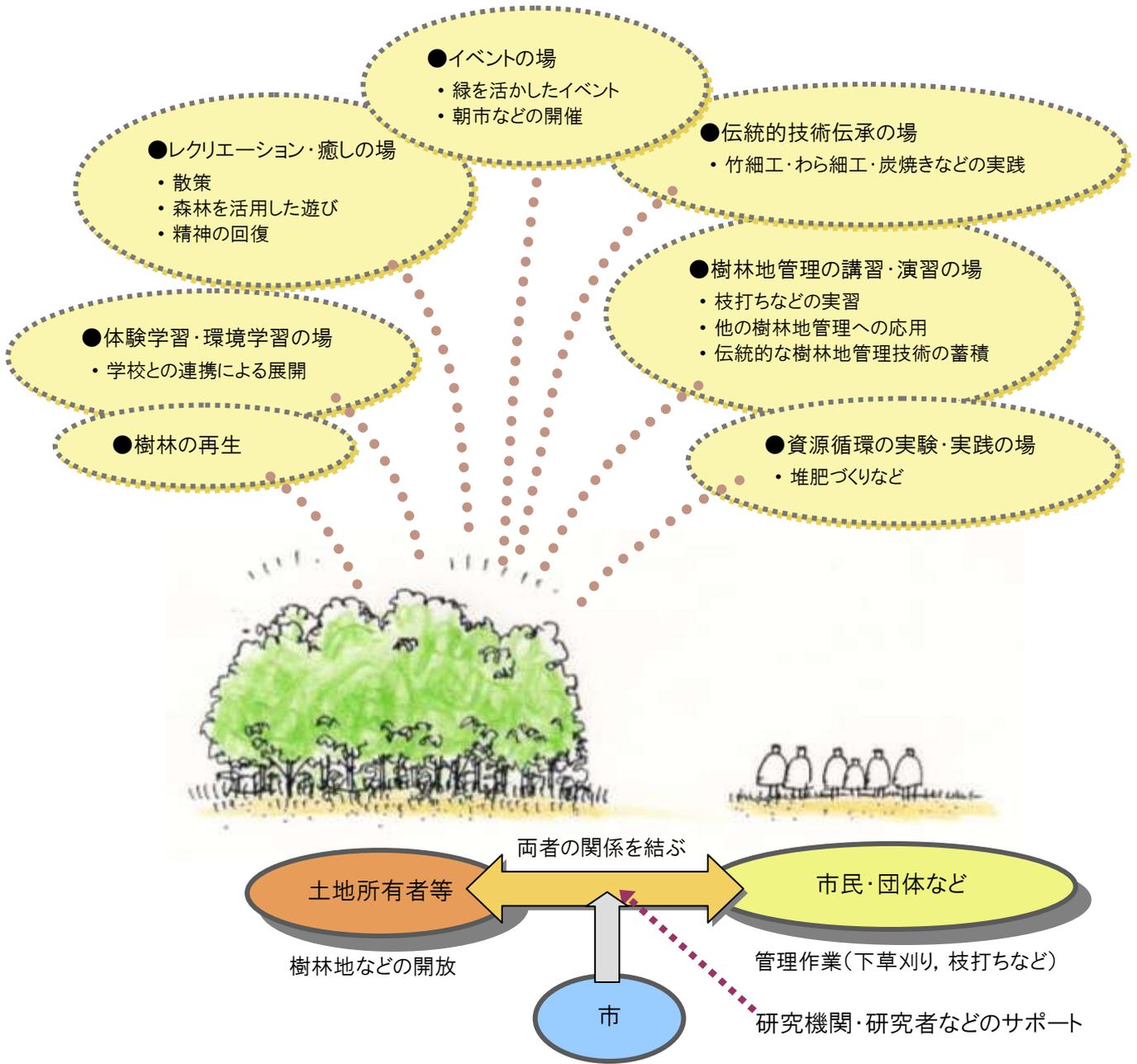
○市民の里づくり活動の促進・支援

確保された市民の里において、市民や団体などとの協働によって、多様な活用や運営のプログラムづくりに努めます。



市民の里のイメージ

■市民の里のイメージ



基本方針3 環境を支える緑の骨格を強化する

6. 筑波山・牛久沼の緑の保全と活用

本市は、北に筑波山を仰ぎ、南に牛久沼に臨むなど、茨城県を代表する自然資源に恵まれています。特に、筑波山は本市のランドマークとして、シンボリックな存在であるばかりでなく、豊かな自然環境を誇っています。

筑波山・牛久沼周辺は、多様な生き物が生息・生育する自然生態系の核となる地域として、その環境を保全していくことを基本とするとともに、観光・レクリエーションエリアとしての活用を図ります。

(1) 筑波山と周辺の緑の保全・活用 ★

国定公園に指定されている筑波山と周辺地域では、多種多様で貴重な動植物などが生息する優れた自然環境を保全していくことを基本とし、拠点となる施設やオープンスペースの整備を図り、内外からの利用者が自然環境に親しむ場としての活用を図ります。

具体的な取り組み

○筑波山の優れた自然環境の保全

筑波山と周辺地域においては、国定公園として引き続き豊かな自然景観の保護とともに、災害の防止に努めます。

筑波山の森林については、「つくば市森林整備計画」などを推進するとともに、ブナ林などの貴重な植生・植物の保護に努めます。また、湧水の保全や生き物の生息地・生育地としての保全を図ります。

さらに、筑波山を活かした良好な景観形成を図るため、つくば市景観計画に基づき、景観誘導を促進します。

○拠点となる施設やオープンスペースの整備

筑波ふれあいの里、筑波山梅林の充実と拠点施設としての活用を図るほか、筑波山森林パーク、筑波山四季の道など筑波山中腹の資源を活かした整備、環境を活かしたビジターセンターなどおもてなし空間となる拠点施設の整備、身近な自然に親しむことができる登山道の整備に努めます。

○宝篋山周辺の自然環境を活用した山麓地域の整備

宝篋山の山麓においては、展望広場、登山道・遊歩道や山麓駐車場の整備に努めます。また、大形地区採石場跡地の「宝篋山ふるさとの山づくり計画」を推進します。

【ビジターセンター】…地域の自然への理解と自然に親しむために必要な情報の提供や、自然に関するさまざまな活動を行うための拠点となる施設。



筑波山



宝篋山

(2) 牛久沼周辺の緑の保全・活用

牛久沼周辺においては、斜面林の連なりや農地を保全するとともに、水辺の環境を活かし、周辺市などと連携しながら、親水レクリエーションや市民の憩いの場としての活用や多様な生き物の生息場所としての水辺環境の保全を図ります。

具体的な取り組み

○牛久沼周辺の緑の保全

牛久沼周辺に連なる斜面林や農地の保全・育成を図るとともに、生き物の生息地・生育地となる水辺環境の保全を図ります。

○観光・レクリエーションエリアの形成

牛久沼の水辺空間と、周辺に分布する荃崎運動公園，泊崎大師堂，荃崎憩いの家などの施設を「牛久沼観光・レクリエーションエリア」として、各施設と広々とした眺望などの自然や田園環境をネットワーク化することで、スポーツ，保養，自然散策，農業体験などを楽しめる多様なレクリエーションエリアの形成を図ります。



牛久沼と周辺の斜面林



谷田川

7. 水と緑の回廊づくり

本市の自然の骨格となっている小貝川・桜川をはじめとした河川と一帯の区域を川の回廊として、また、幹線道路と沿道の緑を一体的にとらえ緑の回廊として位置づけ、それぞれの緑の適切な保全と整備によって、水と緑の骨格としての強化を図ります。

(1) 小貝川・桜川回廊づくり

小貝川・桜川においては、河畔林などの水辺の緑の保全を図り、生き物の生息地の保全などに努めるとともに、川沿いの緑と一体となったオープンスペースの整備や環境学習の場など、水辺の活用を図ります。

具体的な取り組み

○生き物の生息地・生育地と移動経路の保全・活用

河畔林などの水辺の緑の保全や護岸の緑化などに努め、生き物の生息地・生育地や移動経路の保全を図ります。

また、自然観察などの学習活動の場として活用します。



桜川における稚魚の放流と魚捕り体験

○地域の憩いの場となるオープンスペースなどの整備

環境を活かした散策やレクリエーションの場となる親水空間の形成を検討します。



小貝川



桜川

(2) 身近な川の回廊づくり

谷田川・西谷田川・蓮沼川・小野川・稲荷川・花室川などの河川は、一部農業用排水路としても利用されているように、農業と密接にかかわっている身近な水辺空間です。

これらの河川については、周辺の斜面林や農地と一体となった緑のネットワークの軸として位置づけ、水辺の緑の保全・活用を図るものとします。特に、つくばエクスプレス沿線開発にかかわる区間については、積極的に水辺を活かした整備を促進します。

具体的な取り組み

○生き物の生息地・生育地と移動経路の保全・活用(再掲)

河畔林などの水辺の緑の保全や護岸の緑化などに努め、生き物の生息地・生育地や移動経路の保全を図ります。

また、自然観察などの学習活動の場として活用します。

○水辺に親しめるオープンスペースや遊歩道などの整備

つくばエクスプレス沿線地区内の河川を中心として、調節池や公園などとの一体化による水辺空間の整備を図ります。



谷田川と周辺の農地, 斜面林



花室川と周辺の農地

■身近な川の回廊のイメージ



(3) 学園東大通り線・学園西大通り線・牛久学園線と沿道の緑の回廊づくり

学園東大通り線・学園西大通り線・牛久学園線は、南北方向を結ぶ骨格的な道路で、豊かな街路樹が整備されており、沿道には多くの国等の研究所や大学が立地しています。沿道の一部からは、周辺の緑や筑波山への眺望も得られます。

これらの道路と沿道においては、街路樹と沿道の緑の保全と地域にふさわしい緑化を図り、良好な緑の回廊づくりを促進します。

具体的な取り組み

○街路樹の適切な維持管理と整備・再整備の促進

本市を象徴する緑である街路樹の適切な維持管理と整備・更新により、良好な道路景観の維持を図ります。

○沿道の緑の保全と創出

沿道の緑の保全や緑化を促進するとともに、「つくば市景観計画」との連携を図り、沿道の緑への眺めを阻害しない屋外広告物に配慮した景観形成を進めます。

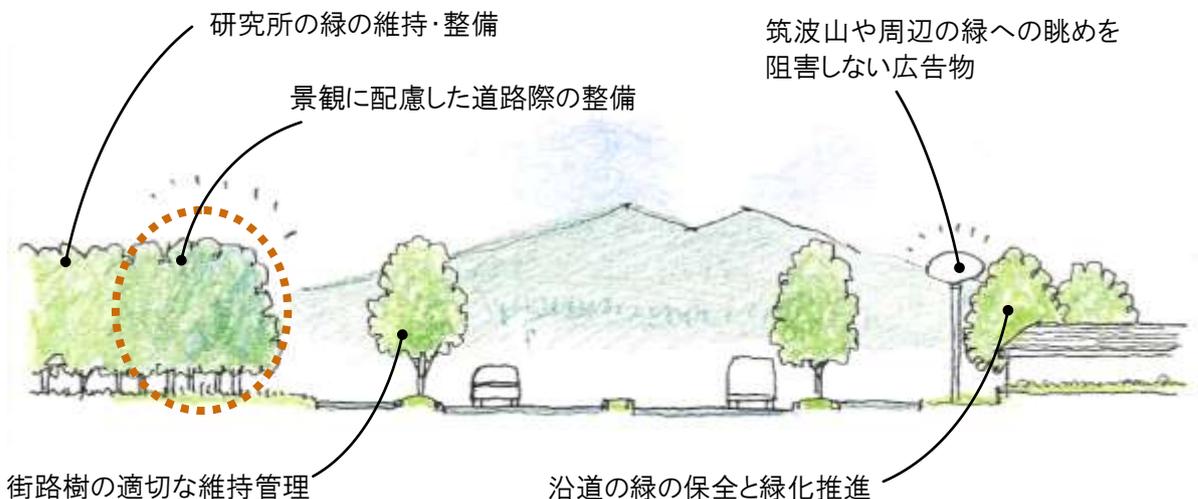


学園東大通り線



学園西大通り線

■緑の回廊のイメージ



(4) 新都市中央通り線などと沿道の緑の回廊づくり

つくばエクスプレス沿線地区内外で整備される新都市中央通り線と、これに接続される幹線道路は、沿線地区を相互に結ぶ道路であり、東西方向の歩行者ネットワークの軸となることが期待されます。

これらの道路と沿道においては、新しい骨格道路にふさわしい緑の整備と沿道緑化に努め、緑の回廊づくりを推進します。

具体的な取り組み

○都市の骨格を担う道路にふさわしい街路樹などの整備

街路樹の整備や良好な道路景観を支える植栽基盤の確保、誰もが安全で安心して歩ける十分な幅員を持った歩行者空間の確保に努めます。

○沿道の緑の保全と創出(再掲)

沿道の緑の保全や緑化を促進するとともに、「つくば市景観計画」との連携を図り、沿道の緑への眺めを阻害しない屋外広告物に配慮した景観形成を進めます。



新都市中央通り線

(5) 身近な緑の回廊づくり

道路の緑は、歩行者にうるおいを与えるとともに、安全性の確保、良好な景観の形成、騒音の防止や防塵など、さまざまな役割を果たしています。一方で、街路樹の維持管理については、樹木の生育環境を考えた場合、課題も多くなっています。

このような状況を踏まえながら、今後は沿道を含めた地域特性や街路樹の生育条件、維持管理などを考慮して、都市計画道路を中心とした道路の緑化と沿道の緑化を推進し、身近な緑の回廊づくりに努めます。

具体的な取り組み

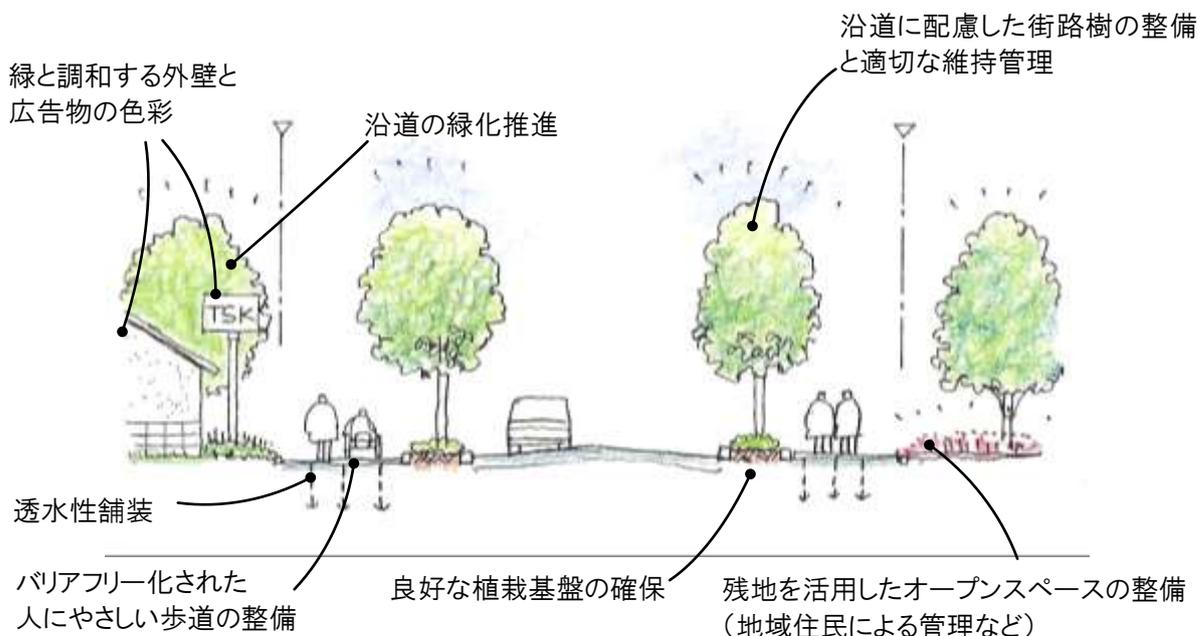
○地域の特性やアメニティに配慮した街路樹などの維持・整備

既存の街路樹の適切な維持管理と、バリアフリー化などによる誰もが安全で快適に通行することができる空間の確保に努めます。

○沿道施設における道路と一体となった緑の確保

沿道の土地利用や郷土性などに配慮した緑化や、沿道施設などとの一体的整備などによるオープンスペースの確保を促進するとともに、「つくば市景観計画」との連携を図り、沿道の緑への眺めを阻害しない屋外広告物に配慮した景観形成を進めます。

■身近な緑の回廊のイメージ



基本方針4 緑に親しむ拠点や道をつくる

8. つくばライフを楽しむ緑の拠点づくり

公園や緑地は、レクリエーションや身近な交流の場として重要な施設です。今後は、都市公園の整備を中心として、さまざまな活動の拠点となる緑とオープンスペースを地域にバランス良く配置するよう努めます。

特に、公園や緑地が不足している地域においては、多様な手法によってその確保に努めます。また、維持管理や環境に配慮するとともに、地域に愛される施設整備を進め、生活をより豊かにする拠点とするものとします。

(1) 緑の拠点づくり

緑の拠点は、一定のまとまりのある緑とオープンスペースを位置づけています。既に整備された緑の拠点においては、適切な維持管理と積極的な活用を図ります。

また、新たに整備する緑の拠点の整備の考え方は、以下のとおりとします。

■新たに整備する緑の拠点の整備の考え方

緑の拠点	整備の考え方
中根・金田台歴史緑空間	金田官衙遺跡を含むオープンスペースの整備
中根・金田台水辺の里	公園・緑地・調整池が一体的となった水辺に親しめるオープンスペースの整備
葛城源流の森	河川の源流域を中心とした豊かな緑地の整備
葛城水辺の里	調節池・調整池と河川を中心としたレクリエーション機能を有するオープンスペースの整備
上河原崎・中西水辺の里	河川・公園・学校が一体となった水辺に親しめるオープンスペースの整備
島名・福田坪大規模緑地	既存の樹木の保全・再生による大規模な緑地の整備
島名・福田坪水辺の里	調節池と河川を中心としたレクリエーション機能を有するオープンスペースの整備
萱丸源流の森	トンボなどの生き物の生息に配慮した緑地の整備

(2) 公園などの整備・再整備 ★

公園は、研究学園地区やつくばエクスプレス沿線地区を中心とした市街化区域において計画的に配置されている一方で、周辺地区においては公園や緑地などのオープンスペースは不足しています。

このような状況を踏まえ、今後は都市公園を市民1人当たり10㎡以上を確保することを目指すとともに、多様な手法を含めて公園や緑地などのオープンスペースを地域にバランス良く確保していくよう努めます。

公園の新規整備や再整備(リニューアル)に際しては、誰もが安全で快適に利用することができるユニバーサルデザインや防犯に配慮するとともに、地域の特性や住民の意見を活かした公園などの整備に努めます。

具体的な取り組み

○都市公園などの整備

つくばエクスプレス沿線地区における公園の整備を推進するほか、大池公園の整備、さくら運動公園の拡張整備や荃崎運動公園の施設整備、(仮称)大井池公園の整備を検討します。

また、市民のスポーツ活動の場として、スポーツ・レクリエーション及び防災の拠点となる総合運動公園の整備を検討します。

○多様な手法による身近な公園の整備

身近な公園を地域にバランス良く配置していくために、借地方式や立体都市公園制度の活用など、多様な手法の活用に努めます。

○公園のリニューアルの推進

施設の老朽化がみられる公園や公務員宿舍跡地周辺などの公園について、住民の意見を聴きながら公園のリニューアルを進めます。

○市民のニーズに対応した安全で安心できる公園づくり

高齢者の利用や子どもの遊びに配慮した公園、農園のある公園など、地域のニーズに対応した公園の整備に努めます。

また、植栽の改善、夜間の明るさの確保などの防犯やバリアフリーに関する地域の意見を取り入れるとともに、災害時に利用できる防災機能を整備し、安全で安心できる公園づくりを目指します。

○公園施設の安全点検や長寿命化(再掲)

遊具などの公園施設について、安全点検の実施や施設の長寿命化を図ります。

(3) 地域に愛される魅力ある公園づくり ★

公園などの緑は、地域の人々に親しまれ、利用される空間として整える必要があります。今後は、公園を活用し、市民や民間事業者などとの協働によって、地域のニーズに対応した魅力ある公園づくりに努めていきます。

具体的な取り組み

○市民参加の公園づくり(再掲)

公園の整備・再整備に際して、意見交換会やワークショップの実施などにより、整備や利用ルールについて、市民の意向を踏まえた公園づくりを進めます。

○指定管理者制度の積極的運用

現在、実施されている指定管理者制度について、施設の管理に創意工夫ある企画や効率的な運営などにより、利用者の多様なニーズに応えた質の高いサービスの提供を図る管理運営を目指していくよう制度運用を検討します。

○民間などの活力を活かした公園づくり

民間事業者の資金やノウハウなどを活かし、都市公園法に基づく公園施設の設置許可制度の活用やPPP(公民連携)の活用などにより、新たな魅力ある公園づくりに努めます。



中央公園を活用したカフェ(公共空間活用
実証実験 つくばセンターマルシェ)

○アダプト・プログラムの支援の拡充(再掲)

アダプト・プログラムに参加している市民ボランティアの活動に対し、支援に努めるとともに、活動を効果的に展開していくために、団体間の交流や連携のあり方について検討します。

また、公園の清掃を行うアダプト・ア・パーク事業については、清掃に留まらず、公園における花壇づくりなど、自主的な活動へと拡大できるよう検討していきます。

○市民などとの協働による公園運営の検討

公園の特性に応じて、市民や団体、事業者が特色ある公園の運営にかかわることができる仕組みづくりを検討します。

【指定管理者制度】…公の施設の管理について、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を行う制度。

【PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)】…公共と民間が連携して公共サービスの提供を行う手法。公民連携という。

9. 地域と一体となった緑の学校づくり

学校は地域の遊び場として、あるいは防災の視点からも重要であるばかりでなく、地域緑化の拠点としての役割が期待されます。さらに、学校は子どもたちの日常的な空間であり、緑や環境について学ぶことができる点で重要な役割を持っていることから、緑豊かな学校づくりに努めます。

具体的な取り組み

○学校における緑化の推進

学校の敷地において、グラウンドの芝生化、学校ビオトープの適切な維持管理などに努めます。

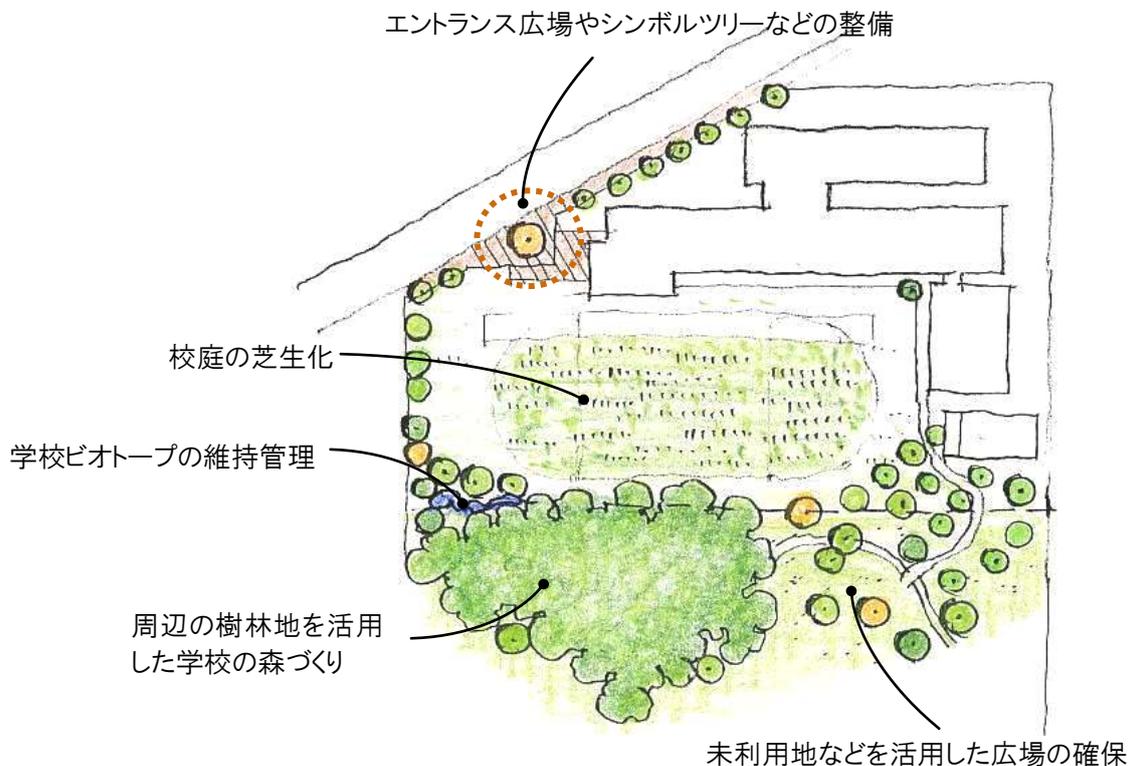
○地域と一体となった学校づくり

学校を地域の中でとらえ、周辺の施設や緑と連続した緑とオープンスペースの確保、周辺の樹林地や農地などを活用した学校の森・学校農園などの確保に努めます。



芝生化された作岡小学校の校庭

■緑の学校づくりのイメージ



10. 緑の遊歩道のネットワークづくり

研究学園地区におけるペDESTリアンデッキとつくばりんりんロードを緑の遊歩道のネットワークの軸として位置づけ、これらを中心に、既存の道路や河川などと連携し、安全で快適に移動できる遊歩道・サイクリングロードのネットワークの形成を図ります。

特に、ペDESTリアンデッキについては、防犯面にも配慮した緑の適切な維持管理や更新を図り、周辺の宅地や公園と一体となった緑の空間として整備に努めます。

具体的な取り組み

○緑の適切な維持管理や再整備

研究学園地区のペDESTリアンデッキやつくばりんりんロードにおける適切な維持管理を進めるとともに、改善が必要な区間は、地域の声を聞きながら再整備に努めます。

また、市の中心部において、にぎわいの創出を図るためのペDESTリアンデッキの活用方策を検討します。

○サイクリングネットワークづくり

「自転車のまち つくば」として、周辺の緑の景観を活用した、快適に走行できる自転車走行空間ネットワークづくりに努めます。

■緑の遊歩道のネットワークづくりのイメージ



基本方針5 豊かな緑のまちなみをつくる

11. 研究所・大学などの緑の保全と活用 ★

市内に立地する国等の研究所や大学は、広大な面積を有しているだけでなく、その豊かな緑の景観が大きな特徴となっています。

今後も、これらの施設について、「地区計画」に基づき敷地の30%以上の緑地を維持していくとともに、よりふさわしい緑の育成と適切な維持管理を促進するものとします。また、一部可能な施設については、市民に公開された緑地としての活用を検討します。

具体的な取り組み

○良好な緑の整備と維持管理

敷地内に現存する樹林地、草地等については保全・活用に努めるとともに、壁面の位置の制限で生み出される空地やその他の空地部分について緑化を促進します。

また、緑の適切な維持管理とともに、地域に身近にみられる樹種に配慮した接道部の緑化の促進を図ります。

○地域に貢献する緑としての活用

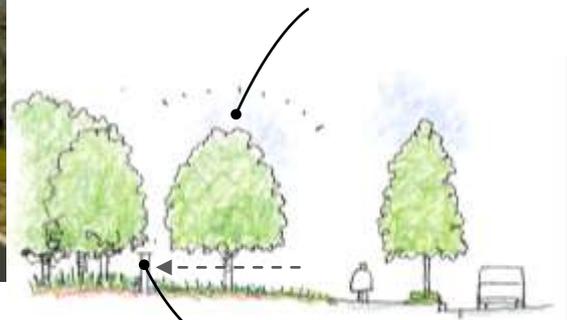
可能な施設においては、敷地の一部を市民に公開されたオープンスペースや自然観察の場などとして活用することを検討します。



農業研究センター周辺の緑

■研究所の緑の保全・活用のイメージ

地域に開かれた緑地や自然観察の場などとしての活用



柵の位置の後退



施設の緑の育成と維持管理

研究所

敷地の一部の公開など

柵など

【地区計画】…地区の特性を活かした良好な環境の整備や保全を目的として、都市計画法に基づき、その地区の道路・公園・広場などの公共施設や居住環境、まちなみ景観などについて、住民の考えを取り入れながら、まちづくりを進める制度。

12. 地域の環境と調和する緑のまちなみづくり

地域の環境と調和を図った緑豊かなまちなみを形成していくために、民有地や公共公益施設などにおいて、地域の特性や周辺の既存樹林などに配慮した、質の高い緑を確保するよう努めます。

特に、地域の景観を形成している良好な緑を保全・活用するとともに、人の目に付きやすい接道部において魅力を与える表情の創出に努めます。

(1) 都市の中心や駅周辺におけるシンボリックな緑の表情づくり

つくば駅周辺と研究学園駅周辺は、本市の中心としての機能の充実が図られることから、都市の玄関口にふさわしいシンボリックな顔づくりに努めます。

また、つくばエクスプレスの各駅周辺においては、新しいまちの顔として、駅周辺の土地利用と一体となった緑を活かした魅力ある表情づくりと緑のネットワークの形成に努めます。

具体的な取り組み

○商業・業務施設などの緑化の促進

駅周辺に立地する商業・業務施設や駐車場などにおいて、地域に身近にみられる樹種に配慮した緑化や屋上緑化・壁面緑化・法面緑化など、特色ある緑化を促進します。

○市民との協働によるウェルカムフラワーCityつくばの推進(再掲)

市内各所で、市民との協働によって、花を活かした彩りのある表情づくりを進めます。

○コミュニティガーデンづくりの検討(再掲)

公有地や民間の未利用地を活用し、市民などが主体となり、「地域の庭」となる暫定的なオープンスペースを確保する仕組みづくりを検討します。



つくば駅周辺の商業施設の壁面緑化



研究学園駅駅前広場の花壇

(2) 地域の中心における集落の緑を活かしたまちなみづくり

旧町村の中心地であった市街地においては、屋敷林・生垣などの緑や歴史的資源と一体となった緑の保全を図るとともに、積極的な緑の確保に努め、緑を活かしたまちなみの形成を図ります。

具体的な取り組み

○貴重な樹木の保全・保護(再掲)

地域のシンボルとなる巨樹・古木や景観形成の特徴となる樹木の所在などを調査するとともに、これらのうち、特に貴重なものは文化財や景観重要樹木として指定し、保護・保全するよう努めます。

また、社寺林や貴重な樹木などを保全・活用したオープンスペースの整備を図ります。

○生け垣緑化の促進

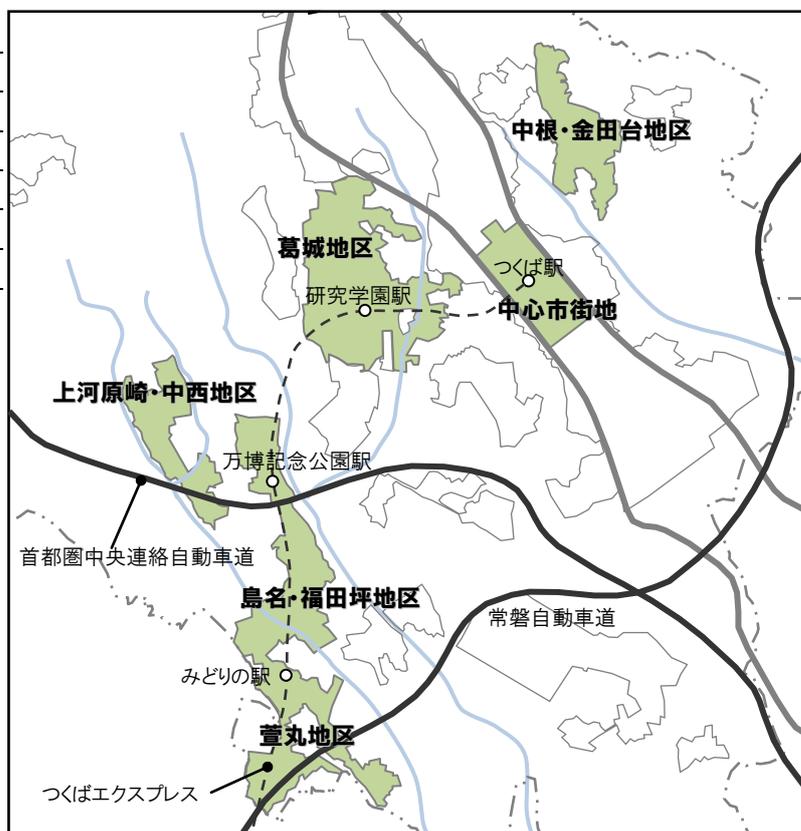
生け垣設置奨励補助金制度などを活用し、生け垣緑化を促進します。

(3) 緑化重点地区のまちなみづくり

つくば駅周辺の中心市街地と、土地区画整理事業により緑を積極的に保全した開発方策が推進されているつくばエクスプレス沿線地区を緑化重点地区として位置づけ、公園などの整備と緑化に努め、先導的なまちなみの維持・整備を進めるものとします。

■緑化重点地区と位置図

中心市街地	約 207ha
葛城地区	約 485ha
島名・福田坪地区	約 243ha
萱丸地区	約 293ha
上河原崎・中西地区	約 168ha
中根・金田台地区	約 190ha



■地区ごとの緑の整備・保全,緑化の方針

<p>中心市街地</p>	<p>既存の緑の維持と整備を図りながら、緑を活かした新しい表情をつくり、都心部にふさわしい景観の創出を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 魅力ある公園や緑地の維持・活用と再整備 ○ つくば駅周辺における花や緑を活かした表情づくり ○ 幹線道路とペDESTリアンデッキの街路樹の適切な維持管理 ○ 商業・業務施設・住宅地の緑豊かなまちなみづくり ○ 公務員宿舎跡地における緑豊かな環境を良好な形で継承する誘導
<p>葛城地区</p>	<p>地区周辺の緑との連続性に配慮するとともに、沿線地区のまちづくりを先導していく蓮沼川などの水辺と緑を活かしたネットワークと、良好なまちなみの形成を図り、地区内において緑被率 30%以上、周辺の緑を合わせて緑被率 40%以上の確保を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調節池・調整池と蓮沼川が一体となった公園(葛城水辺の里)などの身近な公園の整備 ○ 大規模緑地(葛城源流の里)の整備 ○ 周辺の環境との共生に配慮した緑豊かなまちなみづくり
<p>島名・福田坪地区</p>	<p>地区周辺の緑との連続性に配慮するとともに、谷田川と西谷田川などの水辺や緑を活かしたネットワークと、緑豊かなまちなみの形成を図り、地区内において緑被率 30%以上、周辺の緑を合わせて緑被率 40%以上の確保を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調節池を活かした親水レクリエーション空間となる公園(島名・福田坪水辺の里)などの身近な公園の整備 ○ 島名・福田坪大規模緑地の整備 ○ 周辺の環境との共生に配慮した緑豊かなまちなみづくり
<p>萱丸地区</p>	<p>地区周辺の緑との連続性に配慮するとともに、自然資源を積極的に活かした西谷田川などの水と緑のネットワークと、新しい田園生活スタイルの実現に資するまちなみの形成を図り、地区内において緑被率 30%以上、周辺の緑を合わせて緑被率 40%以上の確保を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 西谷田川と一体となった公園などの身近な公園の整備 ○ トンボ池を保全した緑地(萱丸源流の森)の整備 ○ 周辺の環境との共生に配慮した緑豊かなまちなみづくり
<p>上河原崎・中西地区</p>	<p>地区周辺における西谷田川と西谷田川支川などの水辺や緑との連続性に配慮したネットワークと、緑豊かなまちなみの形成を図り、地区内において緑被率 30%以上、周辺の緑を合わせて緑被率 40%以上の確保を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 西谷田川支川と一体となった公園(上河原崎・中西水辺の里)などの身近な公園の整備 ○ 周辺の環境との共生に配慮した緑豊かなまちなみづくり
<p>中根・金田台地区</p>	<p>地区周辺の緑との連続性に配慮するとともに、奈良・平安時代の郡役所跡で国指定の金田官衙遺跡と一体となったオープンスペースを核としたネットワークと、宅地内の緑の積極的な活用により景観緑地のある住宅地の緑豊かなまちなみの形成を図り、地区内において緑被率 30%以上、周辺の緑を合わせて緑被率 40%以上の確保を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金田官衙遺跡を含むオープンスペース(中根・金田台歴史緑空間)の整備 ○ 調整池と一体となった公園(中根・金田台水辺の里)などの身近な公園の整備 ○ 周辺の環境との共生に配慮した緑豊かなまちなみづくり

(4) 公共公益施設の緑の創出・育成

公共公益施設は、緑のまちなみづくりを進める上で先導的な役割を果たすべき施設です。このため、各施設においては、質の高い多様な緑の整備が求められます。

市の施設の建設に当たっては、本計画の趣旨を踏まえて、緑のモデルとなる整備を推進します。また、国・県などの施設については、緑化と適切な維持管理を促進します。

具体的な取り組み

○モデルとなる緑づくりの推進

公共公益施設の敷地を活かし、シンボルツリーの整備や緑のカーテンづくり、エントランスなどと一体となったオープンスペースの確保など、モデルとなる緑化を進めます。

また、市民との協働による花壇づくりなどを検討します。



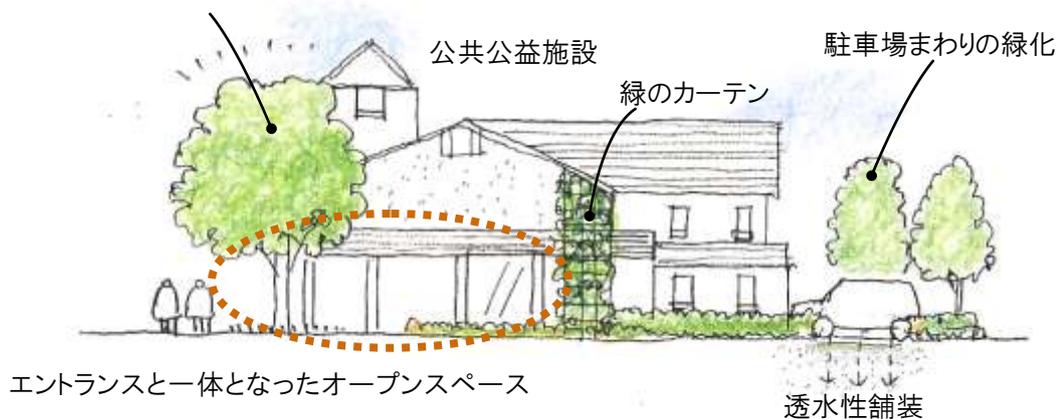
つくば市役所の花壇

○良好な緑の確保を誘導する仕組みづくり

公共公益施設に緑が確保されるよう、緑化基準やガイドラインなどの策定などの新たな仕組みづくりを検討します。

■公共公益施設の緑化のイメージ

地域にふさわしいシンボルツリー



(5) 住宅・住宅地の緑の創出・育成 ★

本市には、筑波研究学園都市の建設に伴い整備された公務員宿舎や各研究・教育機関所有の宿舎などの計画的住宅地が多くあります。これらには、既存のマツ林を保全・活用したものも多く、全体的に緑が豊かな住宅地が形成されています。

今後は、計画住宅地の緑の適切な維持管理の促進に努めるとともに、その他の住宅・住宅地においても、市民の創意工夫を活かし、良好な緑を確保したまちなみづくりを図ります。

特に、廃止・処分が進められている公務員宿舎の跡地等においては、民間事業者などによる跡地における住宅地の整備に際して、「地区計画」を定めるなど、これまで形成してきた緑豊かな環境を良好な形で継承するよう積極的に誘導するものとします。

具体的な取り組み

○制度を活用した緑の整備・確保

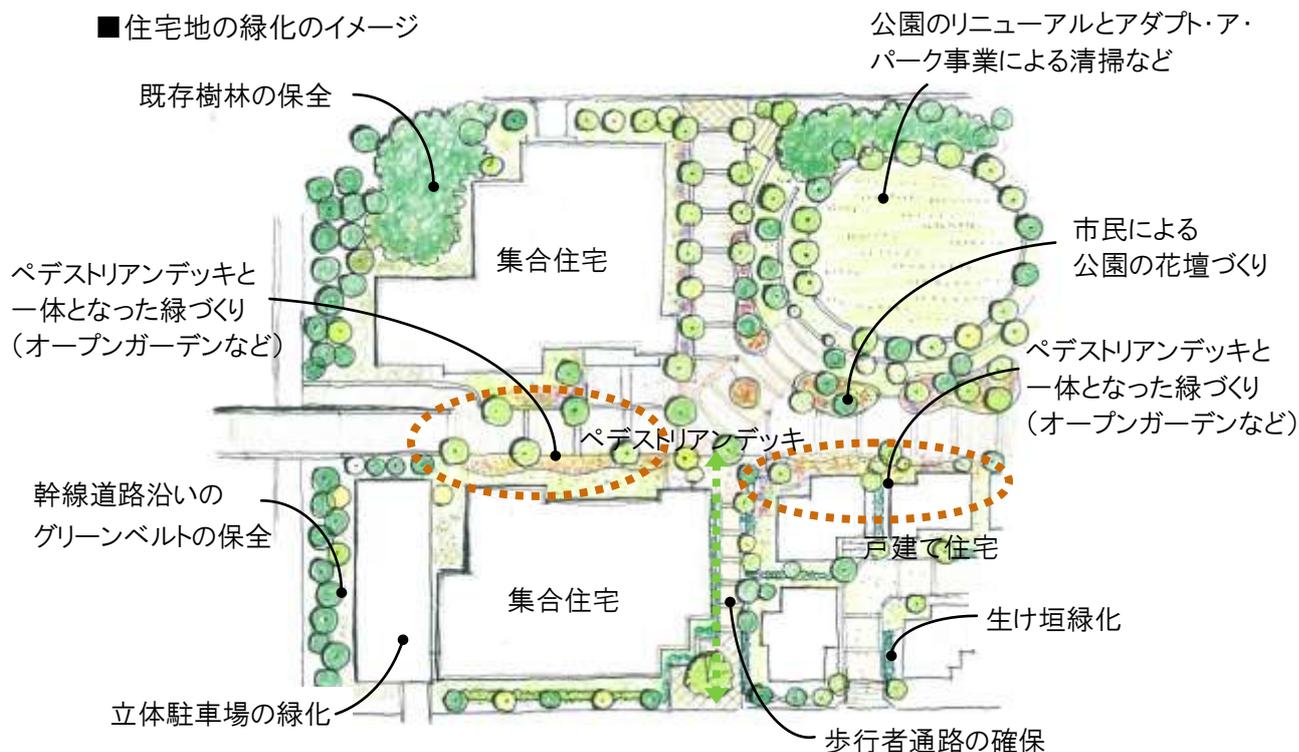
「つくば市中高層建築物等指導要綱」に基づき、一定規模を超える建築行為や開発行為に対して緑化を誘導していきます。

また、まとまりのある住宅地などの開発に対しては、「つくば市景観計画」に基づき、周辺の景観との調和に配慮していきます。また、「地区計画」制度の活用や「緑地協定」、「景観協定」などの締結促進、ガイドラインの運用などに努め、良好な緑の確保や保全を図ります。

○市民の緑化の取り組みの支援

生け垣設置奨励補助金制度の活用にも努めるほか、個人の庭を公開するオープンガーデンやガーデニングなど、市民の創意工夫による緑のまちなみづくりを進めます。

■住宅地の緑化のイメージ



【オープンガーデン】…特定の日に私有地である庭を開放し、不特定多数の鑑賞者を受け入れる仕組み。

(6) 工業団地・事業所などにおける緑の創出・育成

既存の工業団地においては、豊かな緑の維持管理を促進します。また、その他の工場や事業所などにおいては、周辺の緑に配慮し、質の高い緑化を促進するものとします。

具体的な取り組み

○緑地協定、環境景観協定などに基づく緑の維持・整備

「緑地協定」、「環境景観協定」などに基づき緑を確保している工業団地などでは、引き続き協定の維持・更新を図り、緑の維持管理に努めます。

また、「地区計画」制度の活用などにより、良好な緑の確保や保全を図ります。

○事業所敷地の緑化の促進

地域に身近にみられる樹種などに配慮し、事業所の敷地内において、積極的な緑化の誘導を図ります。



筑波北部工業団地



筑波西部工業団地

(7) 鉄道・高速道路の緑の創出・育成

つくばエクスプレスは、主に高架構造によって整備されているため、沿線の敷地と連携した緑によって、その圧迫感・違和感をできる限り軽減するよう努めます。

また、本市の南部を東西に通過している常磐自動車道については、植樹帯の維持整備と法面緑化を促進するとともに、首都圏中央連絡自動車道については、周辺の景観との調和に配慮した緑化を促進します。さらに、インターチェンジ・ジャンクションにおいては、市の広域的な交通結節点として、玄関口にふさわしい緑の表情づくりを促進します。

(8) 開発にあわせた緑の確保 ★

開発事業などは、良好な緑を創出する機会ととらえることもできます。開発に際して、緑を量だけでなく、質の高いものとして確保していく誘導方策の活用や新たな仕組みづくりなどを検討します。

具体的な取り組み

○制度を活用した緑の整備・確保(再掲)

「つくば市中高層建築物等指導要綱」や「つくば市景観計画」に基づき、一定規模を超える建築行為や開発行為に対して緑化を誘導していきます。

また、まとまりのある住宅地などの開発に対しては、「地区計画」制度の活用や「緑地協定」、「景観協定」などの締結促進、ガイドラインの運用などに努め、良好な緑の確保や保全を図ります。

○新たな仕組みの検討

新たな仕組みとして、良好な緑の確保を誘導する緑化基準などの策定に努めるほか、必要に応じて、都市計画制度によって緑を確保する「緑化地域」制度の活用を検討します。

また、社会や環境に対して貢献度の高い優れた緑を評価・認定する制度である「社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES シージェス)」、「建築物総合環境性能評価システム(CASBEE キャスビー)」などの活用を検討します。

【緑地協定】…都市緑地法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地などの所有者全員の合意によって、市町村の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化の推進に関する協定。

【景観協定】…景観法に基づき、景観区域内の一団の土地の所有者や借地権者の全員の合意によって、良好な景観の形成について、景観行政団体の長(市長)の認可を受けて締結される協定のこと。

【緑化地域】…都市緑地法に基づき、用途地域内において特に緑化の推進を図るべき区域について、都市計画に定める地域地区。緑化地域においては、大規模な敷地に対して緑化率を規制することができる。

【社会・環境貢献緑地評価システム(シージェス SEGES)】…環境を保全し、潤いと安らぎのある美しいまちづくりに貢献し良好に維持管理されている優れた緑を評価認定する制度。財団法人都市緑化基金が、企業などが積極的に保全・維持・活用に取り組む優良な緑地を認定している。SEGESはSocial and Environmental Green Evaluation Systemの略。

【建築物総合環境性能評価システム(キャスビーCASBEE)】…建築物の環境性能・品質(居住性、機能性、緑、街並みなど)、外部に与える環境負荷(省エネルギー、省資源・リサイクルなど)に関する取り組みを総合的に評価し格付けする仕組み。CASBEEはComprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiencyの略。